

## 夜間津波避難訓練について

昨年の12月に行われた、国連総会本会議で11月5日が、「世界津波の日」に制定されました。

そこで、今年11月5日は、町内全域で一斉に夜間津波避難訓練を実施します。

19時に緊急地震速報が鳴るので、大きな揺れから身を守る行動を2分間行います。その後、津波浸水内地域は津波避難訓練を、津波浸水外地域は避難所開設訓練を実施します。

地震などの自然災害は、いつ発生するか分かりません。地震に備えて、何よりも訓練に参加することが最重要です。

なお、夜間の訓練になりますので、避難時は懐中電灯などを持参し、安全を最優先に訓練を行ってください。

また、訓練状況の撮影および記録を防災資料に活用させていただきまますので、ご了承ください。

お問い合わせ先 【本庁】情報防災課 消防防災係

☎43-2188(課直通)

【佐賀支所】地域住民課 総合窓口第1係

☎55-3113(直通)

## ブロック塀等対策推進補助事業について

地震発生時におけるブロック塀の倒壊などによる被害を軽減するため、対策を講じる方に対して補助金を交付することにより、減災対策を進めています。

### ■補助対象者

対象となるブロック塀の所有者

### ■補助対象経費

避難路などに面している倒壊の危険性の高い既存コンクリートブロック塀の所有者が登録工務店または建設業者に依頼して行った、撤去または安全な塀への改修に要する費用。

### ■補助金の額

補助限度額300,000円

※補助対象経費が300,000円に満たない場合は、改修などに要した額とします。

なお、1,000円未満の端数は切り捨てます。

※申請は1敷地につき1回限りとします。

## 家具転倒防止に対する補助事業について

地震発生時における家具の転倒やガラスの飛散による被害を軽減するため、対策を講じる方に対して補助金を交付することにより、減災対策を進めています。

### ■補助対象者

町内に住所を有する方

### ■補助対象経費

お住まいの住宅の家具の転倒を防止するための器具およびガラス飛散防止フィルムの購入費ならびにこれらの設置に要する費用。

※借家などの場合は住宅の所有者や管理者の承認を必要とします。

### ■補助金の額

補助対象経費の1/2(ただし、100円未満の端数は切り捨て)で、上限は10,000円です。

※申請は補助金の上限額に達するまでは何度でも申請可能です。